

# 所沢市地域づくりガイドライン



所 沢 市

令和8年3月改定

皆さんは「地域づくり」という言葉から何を思い浮かべますか？

ある人は、都市計画や建築といったハード面のイメージであったり、ある人は、ご近所同士のつながりといったソフト面のイメージを思い浮かべたりするのではないのでしょうか？本ガイドラインは、後者の「人と人とのつながり」、「コミュニティ」といったイメージに近いものになります。

また、「ガイドラインって何？」、「説明書？ルール？」と思われる方がいらっしゃるかもしれません。本ガイドラインは、自分達が住む地域（自治会・町内会くらのエリア）をより良くするための活動を、誰がどのように進めていくのか、市（行政）はどのような考えを持って支援・促進していくかを整理し、その方向性を示したものになります。「ガイドライン」を直訳すると「指針」になります。

なお、本ガイドラインでは、「地域づくり※1」や「地域コミュニティ※2」といった言葉をたくさん使用していますが、下記の意味で使用しています。その言葉の使い分けにも注目してみてください。

所沢市自治基本条例には「市民は、主権者であり、自治を推進する主体です。」という記載があります。自治の主役は市民であり、一人一人が、自分達の住む地域をどのように住み良くしていくのか、自ら考え主体的に行動していただくため、行政（市役所）がどのような考えで支援していくのかを本ガイドラインでは示しています。

「地域でできることは地域で解決する」という考えのもと、各地区が主体的に地域づくりに取り組むことができるように、所沢市の地域づくりに対する方針を示し、各地区の特徴・特色を活かした取組や活動を促進していきます。

少し行政っぽい堅苦しい言い方や表現をしている箇所もありますが、多くの方に読んでいただきたいという想いで作成しています。最後まで読んでいただき、少しでも自分達の住む地域をより良くしていこう！という気持ちになっていただければ幸いです。

所沢市

※1 「地域づくり」…地域の様々な分野（防災、防犯、福祉、環境、こどもの見守りなど）の現状を地域で共有し、老若男女問わず支え合いながら、地域の人々が主体となって地域課題を解決していくための活動や取組

※2 「地域コミュニティ」…自治会・町内会等の地縁による団体や市民活動団体等で共通した目的を持ち、地域で活動するもの

## 本編

|  |    |
|--|----|
| <b>第1章 はじめに</b> .....                      | 1  |
| <b>第1節 ガイドラインの策定に当たって</b> .....            | 1  |
| 第1項 ガイドライン策定の背景 .....                      | 1  |
| 第2項 地域づくりに関する取組の振り返り .....                 | 7  |
| 第3項 地域づくりの基本的な考え方・位置付け .....               | 10 |
| 第4項 地域づくりガイドラインの目的・位置付け・期間 .....           | 13 |
| <b>第2節 現状と課題</b> .....                     | 15 |
| 第1項 自治会・町内会の現状と課題 .....                    | 15 |
| 第2項 市民活動団体の現状と課題 .....                     | 18 |
| 第3項 地域づくり協議会の現状と課題 .....                   | 19 |
| <b>第2章 地域づくりの方針</b> .....                  | 20 |
| <b>第1節 所沢市の地域づくりの方針</b> .....              | 20 |
| 第1項 地域づくりに関わる5つの主体 .....                   | 20 |
| 第2項 所沢市の地域づくりの方針 .....                     | 20 |
| <b>第2節 地域コミュニティへの支援(自治会・町内会への支援)</b> ..... | 21 |
| 第1項 所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例 .....            | 21 |
| 第2項 自治会・町内会に求められる役割 .....                  | 23 |
| 第3項 自治会・町内会への市の支援の基本的な考え方 .....            | 23 |
| 第4項 自治会・町内会への市の支援 .....                    | 23 |
| <b>第3節 市民活動の促進(市民活動団体への支援)</b> .....       | 25 |
| 第1項 市民活動団体に求められる役割 .....                   | 25 |
| 第2項 市民活動団体への市の支援の基本的な考え方 .....             | 25 |
| 第3項 市民活動団体に対する市の支援 .....                   | 25 |
| <b>第4節 地域コミュニティの充実(地域づくり協議会への支援)</b> ..... | 27 |
| 第1項 地域づくり協議会(地域ネットワーク)に求められる役割 .....       | 27 |
| 第2項 地域づくり協議会への支援に関する市の基本的な考え方 .....        | 27 |
| 第3項 地域づくり協議会への市の支援 .....                   | 27 |
| <b>第5節 市民と事業者の役割</b> .....                 | 28 |
| 第1項 市民と事業者の役割(条例上の位置付け) .....              | 28 |
| 第2項 求められる事業者の役割 .....                      | 28 |
| <b>第6節 市の役割</b> .....                      | 29 |
| 第1項 市の役割(条例上の位置付け) .....                   | 29 |
| 第2項 求められる市の役割 .....                        | 29 |

## 第1章 はじめに

### 第1節 ガイドラインの策定に当たって

#### 第1項 ガイドライン策定の背景

##### (1) 社会的背景

昨今、単身世帯の増加や女性・高齢者雇用の増加などのライフスタイルの変化、コミュニティ活動のきっかけとなるこどもの減少など、世帯構成や生活様式などが多様化する社会情勢の影響から、地域住民同士のつながりが希薄化しています。更に日本は超高齢社会にあり、令和7年度には、団塊世代が全て75歳以上となり、今後更に後期高齢者(75歳以上)の割合が増加することが見込まれています。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震をはじめとし、近年では台風やゲリラ豪雨、災害級の猛暑などの自然災害や異常気象も頻発しており、今後想定されている首都直下型地震への備えなど、地域における見守りや助け合いのための地域の支え合いづくりが重要となり、住民同士の助け合いや自主防災組織を含めた地域の取組が求められています。

さらに、特殊詐欺やオレオレ詐欺、凶悪犯罪も後を絶ちません。このような犯罪を少しでも減らすために、ご近所のあいさつ運動や防犯パトロールの取り組みなども求められています。

そうした中、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、SNS等のコミュニケーションツールやリモート(遠隔)によるコミュニケーションが急激に発展してきており、直接顔を合わせずにコミュニケーションを図ることが可能になる等、人と人とのつながりの方法も多様化してきており、こうした時代の変化に合わせた対応が求められています。

##### (2) 所沢市の現状

所沢市は西武新宿線、西武池袋線、JR 武蔵野線など11の駅があり、都内へのアクセスが良く、埼玉県で4番目の人口を誇る自治体です(令和7年4月時点)。一方、三富新田や狭山丘陵といった自然と人々の生活が調和した自治体でもあります。

農地が多い富岡地区や柳瀬地区、三ヶ島地区、高低差のある山口地区、住宅の密集している所沢地区や新所沢地区など、人口規模や地理的条件、交通機関、商業施設等にそれぞれ特徴があることが所沢市の特徴でもあります。

令和7年3月31日時点で、所沢市の人口は342,296人です。そのうち、75歳以上の後期高齢者数が55,929人で、10年前(平成27年)の35,501人と比較して、約2万人増加しています。また、単身世帯数も令和2年10月1日時点で、54,720世帯(35.9%)であり、平成22年の43,887世帯(31.1%)と比較して、約1万世帯増加しています。

#### ここでちょっと補足!

##### 「地区」と「地域」の違い

「地区」と「地域」は同じような意味合いで使うことが多い言葉ですが、本ガイドラインでは、「地区＝市内を11に分割した各エリア(松井、富岡、小手指、山口、吾妻、柳瀬、三ヶ島、新所沢、新所沢東、所沢、並木)を指す言葉」として使用しています。

一方、「地域」については、明確な特定の範囲、エリアを指す言葉としてではなく、隣近所の顔が見える関係の単位や自治会・町内会の単位等、様々な範囲・エリアを指す言葉として使用しています。

前述のとおり、都心へのアクセスが良いことから、都心へ通勤、通学している市民も多く、近隣とのつながりが希薄な市民の割合が多くなる地理的な要因もあり、都市部的な課題も抱えています。

表1 所沢市年齢別人口

|           | 平成27年    | 令和7年     | 増減      |
|-----------|----------|----------|---------|
| 0～14歳     | 42,997人  | 36,435人  | -6,562人 |
| 15～64歳    | 219,550人 | 211,094人 | -8,456人 |
| 65歳以上     | 80,017人  | 94,767人  | 14,750人 |
| 内65～74歳   | 46,389人  | 38,838人  | -7,551人 |
| 内75歳以上    | 33,628人  | 55,929人  | 22,301人 |
| 合計        | 342,564人 | 342,296人 | -268人   |
| 0～14歳の割合  | 12.6%    | 10.2%    | -2.4%   |
| 15～64歳の割合 | 64.1%    | 61.2%    | -2.9%   |
| 65歳以上の割合  | 23.4%    | 28.6%    | 4.2%    |
| 内前期高齢者割合  | 13.5%    | 11.9%    | -1.6%   |
| 内後期高齢者割合  | 9.8%     | 17.5%    | 7.7%    |

※市民課データ(各年3月31日時点)

図1 所沢市年齢別人口



表2 所沢市人員別世帯数

|        | 平成22年   | 平成27年   | 令和2年    |
|--------|---------|---------|---------|
| 総世帯数   | 141,118 | 145,724 | 152,510 |
| 単身世帯   | 43,887  | 48,332  | 54,720  |
| 単身世帯割合 | 31.1%   | 33.2%   | 35.9%   |


※国勢調査(5年に1度、10月1日時点)



(3) II地区の特色

所沢市はこれまでの町村合併によって市域を拡大してきた歴史があり、地区ごとに人口や年齢構成、地勢などが異なり、様々な特色を持っています。



表3 II地区の特色

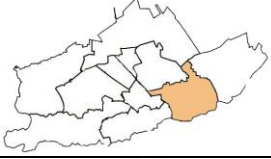
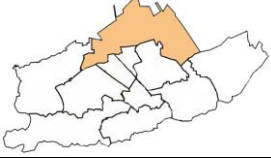
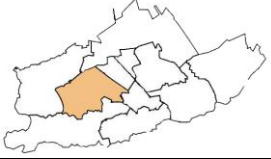
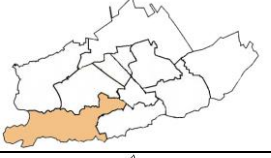
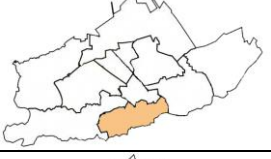
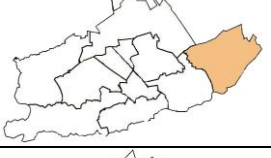
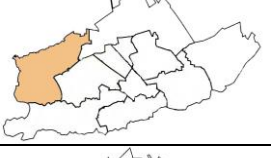
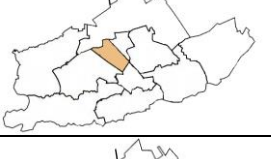
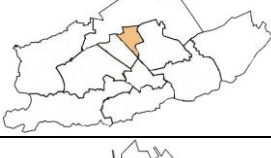
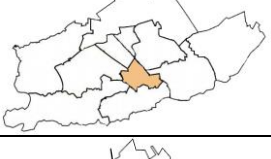

| 地区  | 特色   |
|---|--|
| <b>【松井地区】</b><br>人口 43,278 人<br>面積 6.49 km <sup>2</sup><br>高齢化率 25.8%   | <ul style="list-style-type: none"> <li>人口は小手指地区に次いで2番目に多い</li> <li>南側の都県境を柳瀬川、中部を東川が流れる風光明媚な景観と、安松神社、長源寺、長栄寺など、多くの歴史的な神社仏閣がある</li> <li>所沢市観光情報・物産館「YOT-TOKO(よっとこ)」やところざわサクラタウンがある</li> <li>小学校4校(松井、安松、和田、牛沼)、中学校2校(東、安松)、開智所沢中等教育学校、保健センターや市民医療センター等がある</li> <li>現在、地区内で区画整理事業が進行中</li> </ul> |
| <b>【富岡地区】</b><br>人口 22,245 人<br>面積 12.88 km <sup>2</sup><br>高齢化率 32.8%  | <ul style="list-style-type: none"> <li>最も面積の広い地区</li> <li>農業が盛んで、循環型農業である「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が世界農業遺産に認定されている</li> <li>地区面積の約半分が農地で、特産のほうれん草や里芋など多くの農産物を生産</li> <li>ワゴン車両を使用した新たな交通手段「ところワゴン」が運行中</li> <li>小学校4校(富岡、西富、中富、北中)、中学校1校(富岡)、市民武道館や北中運動場等がある</li> </ul>                                     |
| <b>【小手指地区】</b><br>人口 50,105 人<br>面積 6.75 km <sup>2</sup><br>高齢化率 26.5%<br> | <ul style="list-style-type: none"> <li>人口が最も多い地区</li> <li>北野天神社に祭られている菅原道真ゆかりの烏帽子(えぼし)と梅などをモチーフとした地域のマスコット「こてまる」がいる</li> <li>小手指ヶ原古戦場や北野天神社などの歴史ある場所や、砂川堀や東川など、魅力的なスポットが多数</li> <li>自治会・町内会数が最も多い地区</li> <li>小学校4校(小手指、上新井、北野、椿峰)、中学校2校(小手指、北野)、所沢西高校、北野総合運動場等がある</li> </ul>                   |

| 地区  | 特色   |
|---|--|
| <p>【山口地区】<br/>人口 27,839 人<br/>面積 10.04 km<sup>2</sup><br/>高齢化率 32.7%</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面積が3番目に大きい地区</li> <li>・ 狭山丘陵、狭山湖が地区内にあり、起伏にとんだ地形</li> <li>・ 埼玉西武ライオンズの本拠地や西武園ゆうえんちがある</li> <li>・ 小学校2校（山口、泉）、中学校2校（山口、上山口）、椿峰コミュニティ会館別館、狭山湖運動場、狭山湖ふれあい橋等がある</li> <li>・ 地域の名所・旧跡を網羅した「山口ほほえみウォーキングマップ」を作成</li> </ul>   |
| <p>【吾妻地区】<br/>人口 37,090 人<br/>面積 5.08 km<sup>2</sup><br/>高齢化率 26.1%</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所沢駅周辺の市街地だけではなく、2km 以上もある八国山緑地遊歩道、荒幡富士、柳瀬川などの自然も感じることができる地区</li> <li>・ 所沢駅周辺整備事業や飯能所沢線道路建設など、多くの工事が進められている</li> <li>・ 環境推進行動に積極的な地区で、SDGs を実践する「もったいない市」発祥の地区</li> <li>・ 令和6年秋に所沢駅西口に大型商業施設が開設</li> <li>・ 小学校3校（南、北秋津、荒幡）、中学校1校（南陵）、所沢高校等がある</li> </ul>   |
| <p>【柳瀬地区】<br/>人口 18,811 人<br/>面積 9.52 km<sup>2</sup><br/>高齢化率 23.6%</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関越自動車道の所沢 IC、JR 武蔵野線東所沢駅がある</li> <li>・ 滝の城址公園、柳瀬川など緑豊かな自然が多く、農業が盛んであり、東所沢駅周辺は都市基盤が整備された市街地が形成されている</li> <li>・ 国の重要文化財「柳瀬荘 黄林閣」、埼玉県指定文化財「滝の城跡」などの文化遺産がある</li> <li>・ 住民主体の地域活性化行事である「戦国滝の城まつり」、「柳瀬夏祭り」を開催</li> <li>・ 人口が新所沢東地区に次いで2番目に少ない</li> <li>・ 外国人割合（3.9%）が最も高い</li> <li>・ ワゴン車両を使用した新たな交通手段「ところワゴン」が運行中</li> <li>・ 小学校2校（柳瀬、東所沢）、中学校1校（柳瀬）、おおぞら特別支援学校等がある</li> </ul> |
| <p>【三ヶ島地区】<br/>人口 40,203 人<br/>面積 10.09 km<sup>2</sup><br/>高齢化率 31.7%</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面積が2番目に大きく、人口が3番目に多い</li> <li>・ 狭山湖周辺の豊かな自然と、里山風景が残る地区である一方、狭山ヶ丘駅周辺は住宅密集地となっている</li> <li>・ 観光ぶどう園や観光名所の比良の丘などがあり、茶畑も多い</li> <li>・ ワゴン車両を使用した新たな交通手段「ところワゴン」が運行中</li> <li>・ 小学校4校（三ヶ島、若狭、林、宮前）、中学校2校（三ヶ島、狭山ヶ丘）、芸術総合高校、所沢商業高校、早稲田大学所沢キャンパス等がある</li> </ul>   |

| 地区  | 特色  |
|---|---|
| <b>【新所沢地区】</b><br>人口 28,040 人<br>面積 2.04 km <sup>2</sup><br>高齢化率 26.6%  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新所沢東地区に次いで2番目に面積が小さい</li> <li>・ 新所沢駅の西口に位置する地区</li> <li>・ 人口密度が所沢地区に次いで2番目に高い</li> <li>・ 新所沢駅西口広場では、年末、年始にイルミネーションが行われている</li> <li>・ 面積あたりのスーパーマーケットの数が市内で最も多い</li> <li>・ 小学校2校（北、清進）、中学校2校（所沢、向陽）、秋草学園短期大学、緑町中央公園等がある</li> </ul>  |
| <b>【新所沢東地区】</b><br>人口 17,015 人<br>面積 1.36 km <sup>2</sup><br>高齢化率 24.4% | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口が最も少なく、面積が最も小さくコンパクトな地区</li> <li>・ 年少人口の割合が最も高い</li> <li>・ 新所沢駅の東口に位置する商業・住宅地区</li> <li>・ 保育・学校・医療・商業施設などが多い</li> <li>・ 人口密度が所沢地区、新所沢地区に次いで3番目に高い</li> <li>・ 小学校1校（美原）、中学校1校（美原）、所沢北高校、市民体育館等がある</li> </ul>  |
| <b>【所沢地区】</b><br>人口 34,598 人<br>面積 2.30 km <sup>2</sup><br>高齢化率 21.6%   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口密度が最も高く、生産年齢人口の割合が最も高い</li> <li>・ 所沢駅、西所沢駅周辺を中心とした地区</li> <li>・ マンション建設に伴い世帯数が増えている</li> <li>・ 令和6年秋に所沢駅西口に大型商業施設が開設</li> <li>・ 毎年10月には所沢地区のお祭りである「ところざわまつり」が開催されている</li> <li>・ 小学校2校（所沢、明峰）、グランエミオ所沢、西武所沢 S・C、トコトコスクエア等がある</li> </ul>   |
| <b>【並木地区】</b><br>人口 23,072 人<br>面積 5.45 km <sup>2</sup><br>高齢化率 34.5%   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年少人口の割合（10.3%）、生産年齢人口の割合（55.0%）が最も低く、高齢者人口の割合、後期高齢者人口の割合（20.7%）が最も高い</li> <li>・ 所沢航空記念公園では毎年10月に「所沢市民フェスティバル」が開催されている</li> <li>・ 令和2年、地区のほぼ中央に位置する米軍所沢通信基地を通り抜ける「東西連絡道路」が開通</li> <li>・ 小学校4校（伸栄、並木、中央、若松）、中学校1校（中央）、所沢中央高校、所沢航空記念公園、所沢航空発祥記念館、所沢市役所、防衛医科大学校、埼玉県地方庁舎、所沢警察署等がある</li> </ul> |

※表内の数値は令和7年3月時点の数値

表4 11地区の区域

| 地区   | 大字  | 位置  |
|------|---|---|
| 松井   | くすのき台の一部、西新井町、東新井町、東所沢和田、上安松、下安松、大字下新井の一部、牛沼、松郷、本郷の一部     |    |
| 富岡   | 北原町の一部、北中、岩岡町、所沢新町、中富南、向陽町の一部、中富、下富、神米金、北岩岡               |    |
| 小手指  | 小手指町、小手指南、小手指元町、北野新町、北野、北野南、上新井、小手指台、山口の一部                |    |
| 山口   | 山口の一部、上山口、勝楽寺、荒幡の一部                                       |    |
| 吾妻   | くすのき台の一部、東住吉、南住吉、西住吉、松が丘、久米、北秋津、荒幡の一部                     |   |
| 柳瀬   | 東所沢、本郷の一部、新郷、南永井、日比田、亀ヶ谷、城、坂之下                            |  |
| 三ヶ島  | 狭山ヶ丘、若狭、東狭山ヶ丘、西狭山ヶ丘、和ヶ原、林、三ヶ島、堀之内、糎谷                      |  |
| 新所沢  | 緑町、榎町、泉町、青葉台、向陽町の一部、けやき台                                  |  |
| 新所沢東 | 並木五丁目、松葉町、弥生町、美原町、北所沢町、花園                                 |  |
| 所沢   | 宮本町、西所沢、金山町、喜多町、北有楽町、日吉町、東町、寿町、元町、御幸町、旭町、有楽町、くすのき台の一部、星の宮 |  |
| 並木   | 並木(五丁目を除く)若松町、こぶし町、北原町の一部、中新井、下新井の一部                      |  |

※所沢市まちづくりセンター設置条例一部抜粋

## 第2項 地域づくりに関する取組の振り返り

### (1) 地域づくり推進プラン・地域づくりガイドライン等の振り返り

#### ①「新たな地域コミュニティの構築」に向けた基本方針(平成21～23年度)

新たな地域コミュニティの構築に向けた市としての基本的な考え方を示した、平成21年3月に策定した基本方針です。

本期間中に「まちづくりセンター」の設置準備を行ったほか、②「新たな地域コミュニティの構築」に向けた推進プランを策定しました。

#### ②「新たな地域コミュニティの構築」に向けた推進プラン(平成22～26年度)

まちづくりセンターの設置や、地域ネットワークの整備等を目標として定めたプランであり、①「新たな地域コミュニティの構築」に向けた基本方針に基づき、平成22年12月に策定したプランです。

本期間中には、「まちづくりセンター」、「地域力促進会議」が設置されました。(p8参照)

#### ③所沢市地域コミュニティ推進プラン～「絆を紡ぐまちづくり」の実現に向けて～ (平成27～30年度)

第5次所沢市総合計画後期基本計画(「総合的に取り組む重点課題 Ⅰ 絆を紡ぐまちづくり」並びに本編におけるコミュニティ分野の計画)に掲げられた目標の実現に向けた具体的な進め方を明らかにしていくことを目的に、平成27年11月に策定したプランです。

各地区における地域づくり協議会の立上げ等が具体的な実行目標として掲げられました。

#### ④所沢市地域づくりガイドライン～「人と人の絆を紡ぐまち」をめざして～ (令和2～6年度)

各地区の特性・特色を活かした、地区別の地域づくりを促進する上で、大きな方向性を示すこととし、「第6次所沢市総合計画前期基本計画(第1章第1節地域づくり)」に掲げられた目標の実現に向けた具体的な方向性を明らかにすること等を目的に、令和3年1月に策定したガイドラインです。

地域の現況や抱えている課題や強みを客観的に把握し、その情報をもとに地域の将来像について語り合うためのツールである「見える化シート」を示す等、各地区における特性・特色を活かした地域づくりの推進に努めました。



(2) 所沢市の地域コミュニティに関する取組の振り返り

所沢市の地域コミュニティに関係する主な取組等を紹介します。

所沢市民フェスティバル

(昭和55年～)

毎年10月に所沢航空記念公園で開催されている「市民手づくりの祭典」。「市民の心のふれあいや連帯感を高め、コミュニティづくりを推進する」こと等を目的に市民等で組織する実行委員会が主催している市内最大級のイベント。



コミュニティセンター

(昭和56年7月～)

市民相互の親睦・交流を図り、住みよい地域社会づくりを促進するため、コミュニティの基幹施設として開設。新所沢、狭山ヶ丘、椿峰、椿峰別館、中富南の5館。

まちづくりセンター

(平成23年7月～)

従来の出張所と公民館にコミュニティ推進機能を追加し、地区の拠点施設として設置。各地区の地域コミュニティの拠点でもある。

市民活動支援センター

(平成23年10月～)

市民活動に関する様々な情報の発信や収集の場、また、市民活動に携わる人々や関心のある人々とのつながりの場。新所沢コミュニティセンター内。



地域づくり協議会

(平成24年度～随時設立)

自治会等、地域で活動する団体等で構成され、地区の全域において地域づくりを行うことを目的として組織された自治組織。市からは活動支援交付金を交付している。地域のネットワーク組織として11地区中10地区にて設立されている。

地域力促進会議

(平成25年8月～)

庁内横断的な所管課構成により組織された会議体。各種地域団体に関する情報を共有している。本ガイドラインの庁内策定委員会。

所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例

(平成26年6月30日制定)

自治会・町内会、地域住民、事業者、市の役割を定め、所沢市として自治会等を応援するために制定した条例。



自治会・町内会応援団

(平成27年～)

市長を団長とする「自治会・町内会応援団」を結成。

団員(職員ボランティア)の中から参加可能な者を募り、自治会・町内会の夏祭り等に応援スタッフとして派遣し、地域活動を体験することで、地域をより良く知り、地域参加のきっかけとすることを目指す取組。



見える化シート

(令和3年1月～)

地域の現況や抱えている課題や強みを客観的に把握し、その情報をもとに地域の将来像について語り合うためのツール。

令和7年度時点で、小手指、所沢、並木地区で作成。

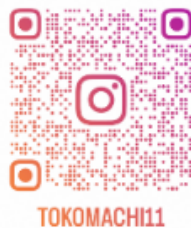
まちセン情報発信プロジェクト

(令和4年12月～)

まちづくりセンターの若手職員を中心に立ち上げた情報発信プロジェクト。SNS(Instagram)を使って地域の情報を市民向けに発信。

将来の地域の担い手となる若い世代に自分の住む地域に関心や愛着を持って頂けるようイベントや名所など旬な情報を広く紹介している。

@tokomachi11



### 第3項 地域づくりの基本的な考え方・位置付け

本項では、「市民自治の実現による市民福祉の増進」を目的とした「所沢市自治基本条例」と、その条例に基づき策定される市の最上位計画である「所沢市総合計画」における、「地域づくり」についての基本的な考え方と位置付けを記載します。

#### (1) 所沢市自治基本条例による考え方

自治の主人公は市民であり、より良いまちづくりを進めるためには、自治会・ボランティア団体・事業者などの市民と、市（市長・市職員・市議会など）が、力を合わせる必要があり、それぞれの役割や基本的な方針等、より良い所沢を作っていくための基本ルールとして平成23年7月1日に施行された条例です。

##### ① 自治の基本理念と基本原則

所沢市自治基本条例第4条、第5条において、自治を推進する主体は市民であり、市は市民の負託に応えて、市民自治を推進することとされています。また、市民は主体的な意思に基づいて、市政に参加し、まちづくりを推進することとされています。

##### 一部抜粋

###### （自治の基本理念）

第4条 この条例の目的を達成するため、次のとおり自治の基本理念を定めます。

(1) 市民は、主権者であり、自治を推進する主体です。

(3) 市は、市民の負託に応えて、市民自治を推進します。

###### （自治の基本原則）

第5条 前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる事項を自治の基本原則とします。

(3) 参加の原則 市民等は、主体的な意思に基づいて、市政に参加し、まちづくりを推進します。

##### ② 地域コミュニティ・協働の推進

所沢市自治基本条例において、「地域コミュニティ」は、自治会・町内会等の地縁による団体や、市民活動団体等で共通した目的を持ち、地域で活動するものとされています。

地域コミュニティは、地域課題を解決するための重要な役割を担い、市等と協働の推進に努めるものとされています。また、市と市民は地域課題を解決するために協働するとともに、そのための仕組みづくりに努めるものとされています。

##### 一部抜粋

###### （地域コミュニティ）

第9条 市民は、地域コミュニティ（自治会等の地縁による団体及びボランティア、非営利活動団体その他の市民活動団体等で共通した目的を持ち、地域で活動するもの）の担い手であり、これを守り育てるよう努めるものとします。

###### （協働の推進）

第20条 市民等、市は、地域課題を解決するために協働するとともに、そのための仕組みづくりに努めるものとします。

2 地域コミュニティは、地域課題を解決するための重要な役割を担い、それぞれの特性を活かしつつ、市等との協働の推進に努めるものとします。

## (2) 総合計画における位置付け

所沢市における最上位計画である所沢市総合計画は、前述の所沢市自治基本条例に基づき策定されている計画です。

### ① リーディングプロジェクト

第6次総合計画後期基本計画では、優先的に進める取組として、5つの「リーディングプロジェクト」が設定されています。リーディングプロジェクトの一つである、「地域のつながりを活かしたまちづくり」では、「地域のことを「他人事」ではなく「我が事」と考える住民主体の地域づくりを支援し、身近な地域に広がるネットワークづくり、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための取組の推進、地域の課題を解決するための体制づくりを推進する必要があります。」との記載がされており、地域づくりが重要な位置付けとされていることが分かります。

#### リーディングプロジェクト

- ・子どもを中心としたまちづくり
- ・**地域のつながりを活かしたまちづくり**
- ・健幸(けんこう)長寿のまちづくり
- ・人と自然が共生するまちづくり
- ・所沢の魅力を高めるまちづくり



### ② まちづくりの目標

第6次総合計画後期基本計画では、7つのまちづくりの目標が設定されています。そのうちの1つ「人と人との絆を紡ぐまち」では「地域づくり」を含む8つの施策が位置付けられています。

#### 7つのまちづくりの目標

- (1) 人と人との絆を紡ぐまち
- (2) 子どもが大切にされるまち
- (3) 健幸(けんこう)長寿のまち
- (4) みどりあふれる持続可能なエコタウン
- (5) 魅力・元気・文化を誇れるまち
- (6) 自然と調和する住みよいまち
- (7) 未来(あす)を見つめたまちづくり

#### 「人と人との絆を紡ぐまち」

- (1) **地域づくり**
- (2) 地域福祉
- (3) 障害者福祉
- (4) 高齢者福祉
- (5) 生涯学習・社会教育
- (6) 危機管理・防災
- (7) 防犯・消費生活
- (8) 交通安全

### ③ 「人と人との絆を紡ぐまち」施策の方向性

「地域力の向上を図るとともに、福祉や防犯・防災の施策においてもお互いに助け合う取組を推進することにより、地域包括ケアシステムの推進や防災に対する強靱なまちづくりなどを進めます。」と記載があり、福祉や防災等、様々な分野と関連して施策を進めていくこととされています。

### ④ 基本方針

「地域づくり」の基本方針として、「地域コミュニティの充実」、「地域コミュニティの支援」、「市民活動の促進」の3つが記載されています。地域コミュニティとは、自治会・町内会だけでなく、「非営利活動団体その他の市民活動団体等で共通した目的を持ち、地域で

活動するもの」と所沢市自治基本条例で定義付けされており、地域づくりに関わる様々な主体に対し、充実、支援、促進をしていくことが、市の地域づくりの基本方針として示されています。

#### ⑤ 評価指標

第6次総合計画後期基本計画では、「地域づくり」の評価指標として、「地域のつながりが強くなったと回答した人の割合」が設定されています。これは、市民意識調査の設問「あなたがお住まいの地域のつながりは、以前（5年程度前）と比べ、どのように変化したと感じますか？」に対し、「強くなった」「どちらかといえば強くなった」と回答した人の割合の増加を目指すものです。令和5年度時点の9.7%をコロナ禍以前の12.4%まで回復させる目標が設定されています。



## 第4項 地域づくりガイドラインの目的・位置付け・期間

### (1) 地域づくりガイドライン策定の目的

第1節第2項(p7)記載のとおり、所沢市では、「地域でできることは地域で解決する」という考えのもと、各地区が主体的に地域づくりに取り組むことができるように、推進プランを策定し、市内11地区一律で年度別テーマや実行目標を細かく設定してきました。

その取組状況や実績、地区によつての課題の程度や性質、分野に差異があることを踏まえ、それぞれの地区の特性・特色を活かした、地区別の地域づくりを促進する上で、大きな方向性を示すために、令和2年度に地域づくりガイドライン(以後「第1次ガイドライン」)を策定しました。

第1次ガイドラインでは各地区において、地区の現状(課題や特徴)を把握するとともに、地区の将来像を描きながら、各地区の特徴・特色を活かした取組や活動を行っていただくためのツールとして、「見える化シート」(資料編p75参照)の提案を行うとともに、所沢市としての地域づくりの方針を示してきました。

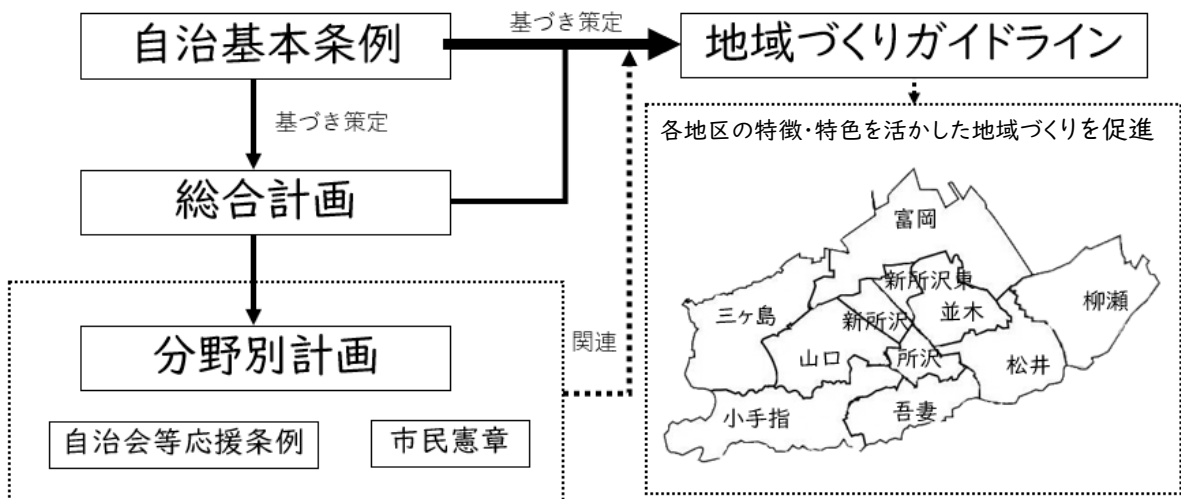
本ガイドラインでは、第1次ガイドラインの目的を継承し、所沢市としての地域づくりに対する方針を示し、各地区の特徴・特色を活かした取組や活動を促進していきます。

なお、本ガイドラインでは、「地域づくり」を、「地域の様々な分野(防災、防犯、福祉、環境、こどもの見守りなど)の現状を地域で共有し、老若男女問わず支え合いながら、地域の人々が主体となって地域課題を解決していくための活動や取組」を指す言葉として使用しています。

### (2) 地域づくりガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、所沢市自治基本条例及び第6次所沢市総合計画に基づき策定しています。その他、「地域づくり」と関連のある、福祉や防災などの分野別の計画や、所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例、市民憲章を参考としています。

また、本ガイドライン策定にあたり、地域づくり推進課(市民活動支援センター含む)やまちづくりセンター職員を通じて、自治会・町内会や市民活動団体、地域づくり協議会の現状・課題等を収集・分析しました。なお、様々な年代の市民の意見を把握するため、市民意識調査の結果等を参考とし、「所沢市地域力促進会議」が主体となって策定しています。



### (3) 地域づくりガイドラインの期間

第1次ガイドラインでは、第6次総合計画前期基本計画の計画期間に合わせて、令和6年度までを期間として定めていました。

本ガイドラインでは、所沢市自治基本条例及び第6次総合計画後期基本計画（令和7～10年度）における基本理念や「地域づくり」に関する具体的な規定等をもとに策定をしていますが、DX（デジタル・トランスフォーメーション）や超高齢社会などの急激な社会変化に柔軟に対応するため、必要に応じて適宜改訂していくこととします。

DXとは「ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」を意味します。（所沢市DX推進基本方針より）

デジタル機器に不慣れな人や機器を操作することが難しい人も、誰一人取り残されることなくデジタル化の恩恵を等しく享受できるように、デジタルデバイド（情報格差）の是正を図ることが求められています。

デジタル技術という点で、苦手意識を感じる人も多くいますが、「地域づくり」と同様に、生活をより良くしていくという点では、今後、地域づくりを推進していく上で重要な要素となります。



## 所沢市DXロゴマーク

**TDX** デジタルで  
暮らしを  
やさしく  
TOKOROZAWA DX

## 第2節 現状と課題

### 第1項 自治会・町内会の現状と課題

#### (1) データで見る現状と課題

近年、自治会・町内会など地域コミュニティの基盤が急速に弱まりつつあります。これまで地域の担ってきた防災・見守り・地域美化・催事などをどう守るかは緊急の大きな課題です。

本市におきましても自治会・町内会等の加入世帯数の推移を見ると、人口や世帯数が増加している中、町会加入率は年々減少傾向にあり、加入率も 52.8%となり、加入率の低下の一途を辿っています。

また、令和7年の自治会・町内会アンケートでは、各地区の高齢化が加速し、会長を含め役員「成り手不足」の声が多く上げられています。そのような中、他自治会・町内会や他団体との連携を意識する自治会・町内会も見られました。新たなつながりや連携を創出することで自治会・町内会が支え合い地域コミュニティの活性化に繋がることが期待されます。

表5 自治会・町内会数、加入世帯数、加入率

| 地区   | 自治会・町内会数 | 自治会・町内会加入世帯数 | 自治会加入率 |
|------|----------|--------------|--------|
| 松井   | 45       | 10,850       | 52.1%  |
| 富岡   | 18       | 5,338        | 51.7%  |
| 小手指  | 68       | 12,277       | 50.9%  |
| 山口   | 36       | 5,853        | 43.9%  |
| 吾妻   | 11       | 11,007       | 58.2%  |
| 柳瀬   | 20       | 4,044        | 43.5%  |
| 三ヶ島  | 17       | 10,426       | 52.1%  |
| 新所沢  | 16       | 7,915        | 55.0%  |
| 新所沢東 | 8        | 4,944        | 56.4%  |
| 所沢   | 14       | 11,197       | 59.3%  |
| 並木   | 22       | 6,604        | 53.5%  |
| 計    | 275      | 90,455       | 52.8%  |

※令和7年4月1日時点

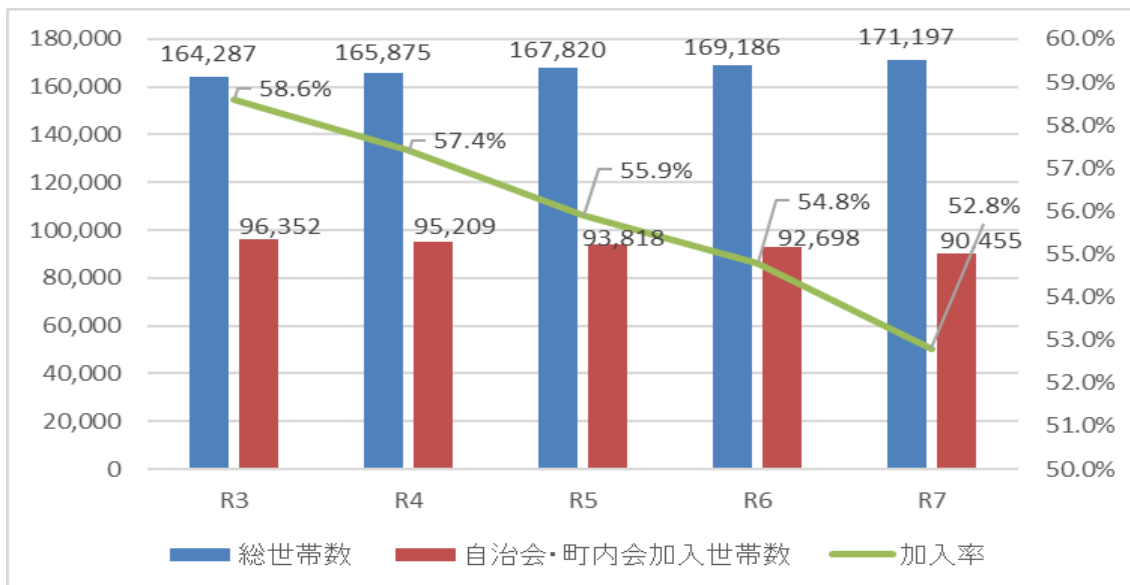


図2 自治会・町内会 加入世帯数、加入率の推移

(2) 市民視点による現状と課題

所沢市市民意識調査によると、下記のとおり、令和6年度にやや回復が見られるものの、自治会・町内会などの地域活動への協力意向や関心、地域のつながりが強くなった・変わらないと感じる方の割合は減少傾向にあることが分かります。

また、自治会・町内会の役員からは、「高齢のため役員や班長を引き受けることができないという理由で退会したいという方がいる」、「役員の負担が大きい」、「世代交代が上手くいかない」といった課題が聞かれました。一方で、「若い世代や女性が参加しやすい環境づくりに心掛けている」、「PTAと行事を通して連携を図り、任期が終わったら、自治会等の活動に参加してもらうようにしている」、「一度活動を体験してもらい楽しさを伝えることで活動が続く人もいるので地道に声かけを行っている」等の工夫も聞かれました。

Q.あなたは、お住まいの地域をもっと住みやすくするために、地域の人々が集まって何か行動しようとしたら協力しますか。

| 年度    | すでに協力している・どちらかといえば協力したい | あまり協力したくない・協力したくない |
|-------|-------------------------|--------------------|
| 令和元年度 | 72.2%                   | 12.3%              |
| 令和2年度 | 66.9%                   | 12.4%              |
| 令和3年度 | 65.8%                   | 13.8%              |
| 令和4年度 | 65.7%                   | 16.0%              |
| 令和5年度 | 65.6%                   | 17.1%              |
| 令和6年度 | 66.2%                   | 16.1%              |

Q.あなたは、地域の自治会やボランティア活動、福祉や青少年活動等に関心がありますか？

| 年度    | 関心がある・どちらかといえば関心がある | あまり関心が無い・全く関心が無い |
|-------|---------------------|------------------|
| 令和元年度 | 49.4%               | 41.9%            |
| 令和2年度 | 47.4%               | 42.5%            |
| 令和3年度 | 41.7%               | 46.2%            |
| 令和4年度 | 43.4%               | 46.4%            |
| 令和5年度 | 41.8%               | 49.7%            |
| 令和6年度 | 44.0%               | 46.8%            |



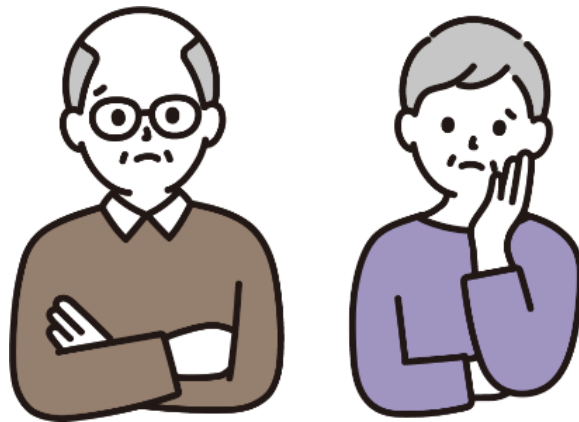
Q. あなたがお住まいの地域のつながりは、以前（5年前）と比べ、どのように変化したと感じますか？

| 年度    | 強くなった・どちらかといえば強くなった | 変わらない | 弱くなった・どちらかといえば弱くなった |
|-------|---------------------|-------|---------------------|
| 令和元年度 | 12.4%               | 51.9% | 20.5%               |
| 令和2年度 | 12.9%               | 50.2% | 21.6%               |
| 令和3年度 | 11.1%               | 47.6% | 23.9%               |
| 令和4年度 | 10.8%               | 48.5% | 24.9%               |
| 令和5年度 | 9.7%                | 46.5% | 27.0%               |
| 令和6年度 | 10.5%               | 48.8% | 25.6%               |

### (3) 現状と課題まとめ

自治会・町内会における主な課題としては、「加入率の低下」、「役員等の担い手不足」、「自治会等の地域活動への関心、協力意向の低下」の3点が挙げられます。

また、自治会・町内会の運営にデジタル技術の活用を求める声が上がっているほか、市民意識調査等では、自治会・町内会への加入のメリットや意義等が感じられないといった未加入者からの意見も上げられています。新型コロナウイルス感染症等により対面でのコミュニケーションの機会（夏祭りなどの行事など）が減少したことも影響し、地域のつながりを感じる人の割合も減少してきています。



## 第2項 市民活動団体の現状と課題

### (1) データで見る現状

所沢市市民活動支援センターには令和7年12月末時点で153団体の市民活動団体の登録がされています。その内訳は以下の表のとおりです。

健康・福祉に関する団体が最も多く、地域づくり・コミュニティや子育て・社会教育等の地域や社会への貢献を目的として活動している団体が多く登録されています。

### (2) 市民活動団体視点による現状と課題

令和2年度に実施した、市民活動団体の活動状況に関するアンケート調査では、「新型コロナウイルス感染症の影響もあり、対面での活動を自粛し、リモート会議等のオンライン方式で情報交換、情報共有、意思決定等を行っている」、「普段使い慣れていないパソコンやスマートフォンの操作に苦慮しながらも、新しい活動方法に取り組んでいる」等の回答が見られました。また、団体相互の交流を求める声や他団体の活動状況を知りたい等の声も聞かれています。

### (3) 現状と課題まとめ

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が制限され、活動や運営などの引継ぎ等に苦慮した期間が生じた一方、パソコンやスマートフォン等を活用し、新たな活動方法にも取り組んでいる現状があるようです。

新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、対面での活動が再開していく中で、一度は定着しつつあったデジタル技術を活用した活動を、いかに継続・充実していくかが今後の課題の一つと考えられます。

### ここでちょっと補足！ 2

「市民活動団体」とは

市民が自主的かつ自発的に行う公益的な活動で、営利を目的とする活動や宗教活動、政治活動等いずれにも該当しないものをいう。(所沢市市民活動支援センター条例より)

なお、本ガイドラインでは、市民活動支援センターに登録のある団体を想定して記載をしています。



### 第3項 地域づくり協議会の現状と課題

#### (1) 地域づくり協議会の概要と現状

地域づくり協議会（地区により名称が異なる）は、自治会等の地域で活動する団体等で構成され、地区の全域において地域づくりを行うことを目的として組織された自治組織です。

地域のネットワークを担う組織として10地区にて設立されており、主に市からの「地域づくり活動支援交付金」にて運営をし、各まちづくりセンターが運営をサポートしています。

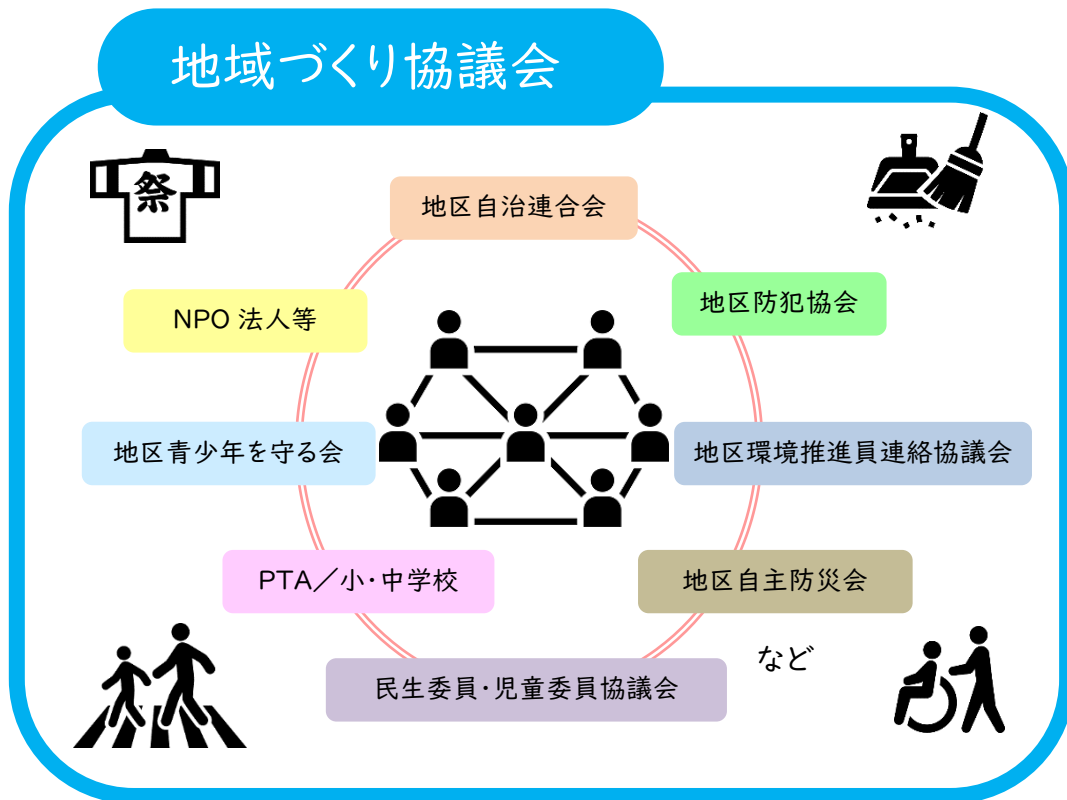
#### (2) 地域づくり協議会の視点による現状と課題

地域からは、「地域で活動する団体間の情報共有や連携が図られるようになった」、「役員等とまちづくりセンター職員間で地区の様々な情報交換がされるようになった」といった話が聞かれた一方、「地域の中で協議会が認知されていない」、「若い世代の人たちに役職を依頼するのが難しく後継者が育たない」、「交付金をもっと効果的に活用したい」などの課題も挙げられています。

#### (3) 現状と課題まとめ

地域づくり協議会が一つの団体として一体的に事業やイベント等の実施を中心に活動している地区がある一方、構成団体同士の意見交換や情報共有の場としてのネットワーク機能を重視している地区もあり、現状では地区によって地域づくり協議会の在り方は様々です。

また、多数の団体により構成されているため、役員等の交代に伴い、課題等を円滑に引き継ぐための工夫が求められるなど、地域づくり協議会を運営していく上での課題も挙げられています。



※イメージ図

## 第2章 地域づくりの方針

### 第1節 所沢市の地域づくりの方針

#### 第1項 地域づくりに関わる5つの主体

所沢市における地域づくりに関わる5つの主体として、①自治会・町内会、②市民活動団体、③地域づくり協議会等の地域ネットワーク、④事業者、⑤市が挙げられます。

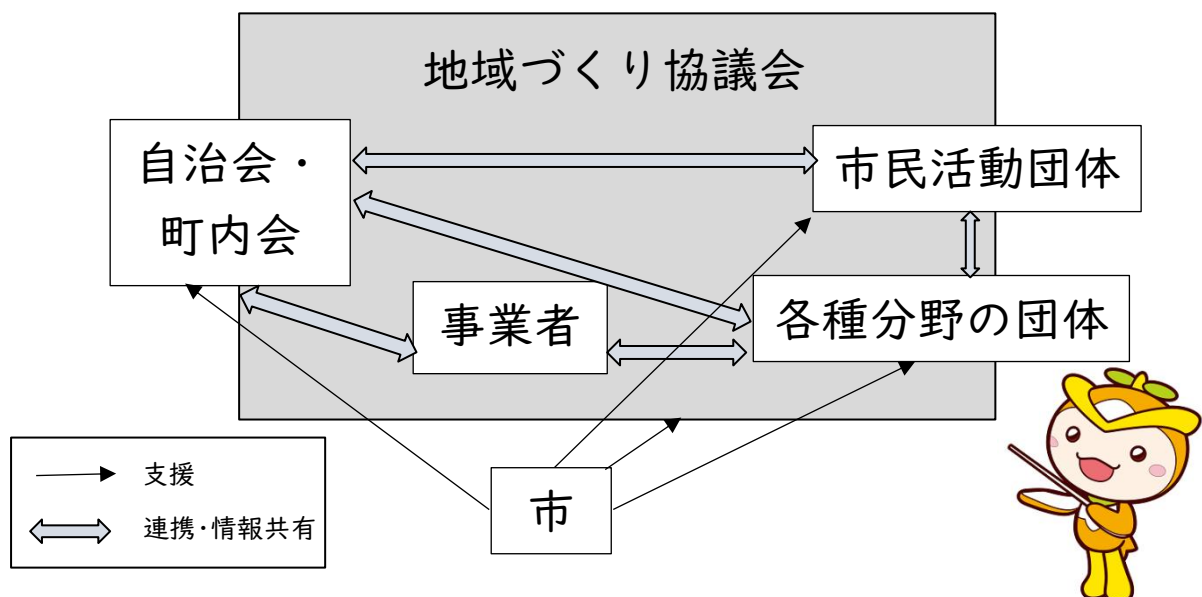
それぞれの主体が、求められる役割を認識し、互いに補いながら地域づくりを進めていくことが必要です。

#### 第2項 所沢市の地域づくりの方針

地域づくりに関わる5つの主体それぞれが求められる役割、その主体に対し市がどのような考え方で支援を行っていくかを所沢市の地域づくりの方針として、次節（第2節）以降に記載します。

また、資料編では、各主体の活動・取組の参考となるように、各地区の主な取組や自治会・町内会における特徴的な取組、見える化シートの活用事例などを掲載しています。

#### それぞれが地域づくりの主体



#### 地域づくりとは？

＝地域の様々な分野（防災、福祉、環境など）の現状を地域で共有し、老若男女問わず支え合いながら、地域の人々が主体となって地域課題を解決していくための活動や取組

#### 各種分野の団体とは？

福祉、防犯、防災、環境、教育等をテーマにして活動している地区の団体のこと（例：地区民生委員・児童委員協議会、地区環境推進員連絡協議会、PTAなど）

※資料編 p〇～〇参照

それぞれの団体・組織が自分たちの住む地域をより良くするために「地域づくり」に取り組んでいます。

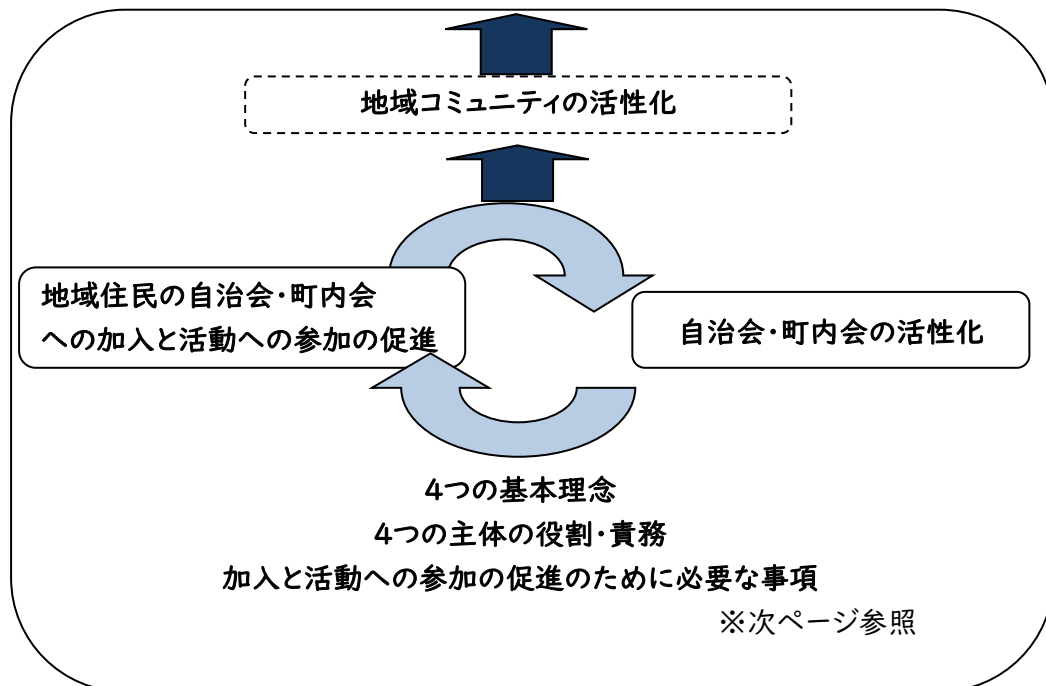
## 第2節 地域コミュニティへの支援（自治会・町内会への支援）

「地域コミュニティ」は、「自治会等の地縁による団体及びボランティア、非営利活動団体その他の市民活動団体等で共通した目的を持ち、地域で活動するもの」と所沢市自治基本条例にて定義されていますが、本節では、地域コミュニティの核となる自治会・町内会への支援について記載します。

### 第1項 所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例

「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」は、地域の人々がつながるよう元気な自治会・町内会を応援して、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に平成26年6月に制定した条例です。自治会・町内会に対する所沢市の考えの根本となるものです。（条文は資料編p〇参照）

誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現



## 基本理念

- ・地域における自治会・町内会の役割の重要性の認識
- ・地域住民の多様な価値観の尊重、自主的、自発的な取組の重要性
- ・自治会・町内会の自立性や個性への配慮
- ・地域住民、自治会・町内会、事業者、市の相互理解と協働

### 地域住民

- ・地域の一員であることの認識
- ・自治会・町内会の役割の重要性の理解
- ・自治会・町内会への加入と積極的かつ主体的な参加

### 自治会・町内会

- ・地域の中心的な担い手として積極的かつ主体的な活動
- ・地域住民の加入、参加、交流の促進と活動に関する情報の積極的な提供
- ・参加しやすい開かれた組織と地域を担う人材の育成

### 相互理解と協働

### 事業者

- ・地域の自治会・町内会の活動への参加と協力
- ・従業員の自治会・町内会への加入と参加への配慮

### 市

- ・自治会・町内会への加入と参加を進めるための支援
- ・関係部署の連携と自治会・町内会の負担への配慮

### 職員

- ・自治会・町内会の重要性を理解し、協働に努める

## 加入促進のための取組や施策

### 住宅関連事業者

- ・市の施策への協力
- ・住宅の入居者への自治会・町内会の情報提供
- ・入居者と地域住民との良好な近隣関係の保持

### 市

- ・必要な財政的援助
- ・相談、情報の提供、助言等と積極的な広報及び啓発
- ・自治会・町内会設立への支援
- ・まちづくりセンター等の支援体制の充実

「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例説明用パンフレット」より抜粋

## 第2項 自治会・町内会に求められる役割

前項に記載のとおり、自治会・町内会は、活動に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、加入を促進し、主体的な活動を通して住民同士の交流が促進されるよう努めることが望まれています。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になっていた夏祭りなどの行事は、住民同士の貴重な交流の場であり、世代を超えた交流の場にもなっています。同じ地域に住む住民同士、顔が見える関係性を構築し、より住みやすい地域としていくことが重要です。

## 第3項 自治会・町内会への市の支援の基本的な考え方

自治会・町内会は住民が組織する任意団体であり、同じ地域に住んでいる住民同士の交流や地域コミュニティ等の形成を目的として組織されています。

そのため、市は、「1つ1つの自治会・町内会の主体性・考えを尊重し、各自治会・町内会が主体的な活動を行えるようにサポートする」という基本的な考え方を持って支援を行います。

p15～17でも記載しているとおり、役員の高齢化、担い手不足が課題となっていることから、市としては、特定の人に役割が集中しないような組織づくりや、時代の変化に合わせ、様々な年代の方が関われるような組織の運営方法などを自治会・町内会とともに考え継続的に支援していきます。

## 第4項 自治会・町内会への市の支援

### ① 現在行っている支援と改善の方向

- ・ 所沢市自治連合会及び各地区自治連合会の支援  
→時代の変化やニーズに合わせて効果的で効率的な運営を行う
- ・ 自治会館等の集会施設の新設、維持管理の支援
- ・ 所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例に基づく支援（夏祭り等への職員の派遣等）  
→持続的に自治会等を応援できるような支援体制を検討していく
- ・ 各種マニュアルの作成による運営への支援

### ② 時代の変化とともに必要となる支援

- ・ 自治会長等の役員の負担軽減  
例：自治会長等が担っている様々な役職（市が委嘱している会議委員等）の兼任状況を改善し、自治会長等の業務負担の軽減を図る
- ・ 運営の省力化、効率化のためのデジタル技術の活用促進
- ・ DX等の先進事例の情報共有の円滑化
- ・ 自治会・町内会の加入率促進のための魅力的な情報発信



## 自治会・町内会×デジタル技術の活用例①

## 今まで (before)

会議の開催準備

⇒資料を印刷してホチキス止めして、会場に机やいすを並べるなど準備が大変  
 情報共有やイベント周知の方法  
 ⇒掲示板や回覧板を使うため、時間がかかる



## デジタル技術を活用すると (after)

○オンライン会議アプリを活用することで

- ・会議室の準備不要→準備片付なし
- ・時間的・空間的制約がなくなる→(自宅や出先などにいながら)いつでもどこでも会議に参加できる

○SNS を活用することで

- ・役員間の連絡、会の情報共有、イベント等(夏祭りや防災訓練)の情報の発信・共有
- ・災害や犯罪情報の発信・共有

○二次元コードを活用することで

- ・広報やホームページ、オンライン上の情報に誘導、アクセスができる

## 自治会・町内会×デジタル技術の活用例②

## 今まで (before)

自治会費の徴収

⇒班長が1軒1軒まわって現金で集金。留守だと会えるまで訪問



## デジタル技術を活用すると (after)

○キャッシュレス決済サービスや口座振替を利用

- ・会費の徴収がスムーズにできる
- (他市では、会費の徴収方法の一つとして導入する例があります)

## 第3節 市民活動の促進（市民活動団体への支援）

### 第1項 市民活動団体に求められる役割

市民活動団体は、団体それぞれがテーマ・目的を持って活動をしており、それぞれの団体の自由意思により活動を行っています。

自治会・町内会と異なる点としては、それぞれが自由に設定したテーマ・目的に沿って活動をしており、特定の地域に限定せずに活動をしているという点です。会員同士の交流を目的とした活動のみならず、会員以外の様々な方達を対象に活動している団体も多く、その活動内容は多岐に渡ります。

所沢市自治基本条例では、市民活動団体は地域コミュニティの一員として位置付けられており、地域課題を解決するための重要な役割を担い、市等と協働の推進に努めるものとされています。

専門的な知識や技術を有する市民活動団体は、地域の一員であることを意識して、地域づくり協議会等の地域ネットワークを活用し、自治会・町内会や事業者等と連携し、地域をより良くするため、自主的な活動に取り組んでいくことが望まれます。

### 第2項 市民活動団体への市の支援の基本的な考え方

前項で記載のとおり、市民活動団体は、地域をより良くするため地域の一員として自主的な活動に取り組んでいくことが望まれますが、市は、市民活動団体が任意団体であることを尊重し、地域貢献を強制することなく支援していくことが必要です。

それぞれの市民活動が間接的にでも地域をより良くすることにつながるように、見守りながら市民活動を促進していくことが市の支援の基本的な考え方となります。

また、地域コミュニティの一員として、市民活動団体同士のネットワークづくりのみならず、自治会・町内会等との連携が図られるように市は支援を行います。

### 第3項 市民活動団体に対する市の支援

#### ① 現在行なっている支援と改善の方向

- ・機関紙の発行、トコロん Web 運営、市民活動支援講座の開催、ミーティングコーナーの提供等による市民活動のための情報提供、活動場所の支援
- ・市民活動フェスタ、市民活動フェアを開催し、市民活動を活用したい方と市民活動団体の交流を支援
- ・市民活動総合補償制度による活動時の怪我等の補償

#### ② 時代の変化とともに必要となる支援

- ・デジタル技術の活用促進
- ・幅広い年齢層の地域デビューの支援（市民活動を始めやすくするための支援）
- ・市民活動団体の活動場所や活動機会を広げるための支援
- ・団体同士の交流を深める場所や機会の提供
- ・地域の活動と団体のつながりの機会の創出



市民活動フェスタ

新所沢コミュニティセンターを会場に、市内で活躍する市民活動団体とその活動内容を広く周知する目的に開催。



市民活動フェア

市役所市民ホールを会場に、市内で活躍する市民活動団体や自治会・町内会、地域づくり協議会をパネル展示や動画で紹介。団体スタッフによる相談や説明もあり(資料編p87にも詳しく掲載)



## 第4節 地域コミュニティの充実（地域づくり協議会への支援）

### 第1項 地域づくり協議会（地域ネットワーク）に求められる役割

第2章第1節（p20）に記載のとおり、所沢市における地域づくりは、自治会・町内会や市民活動団体、地域で活動する各種分野の団体、民間事業者等それぞれの主体が、互いに補い連携しながら進めていくことが求められます。

そうした中で、各主体を結び付ける地域ネットワークとしての機能が、地域づくり協議会に求められる役割となります。

会議等の場で、地区や地域の課題を共有し、それぞれの主体（自治会・町内会や各種分野の団体等）が互いの活動を知ること、連携・協力しながら地区や地域の課題の解決に取り組むことが期待されます。

また、見える化シート（p77 参照）の活用等により、今後地区がどうなっていくのか（予測）、どうしていきたいのか（地区の将来像）について語り合い、それぞれの主体が、地区の将来像を意識して活動していくことが望まれます。

### 第2項 地域づくり協議会への支援に関する市の基本的な考え方

地域づくり協議会は、既に地域で活動している団体等により組織されているため、役員等の負担が増加しないような配慮が必要となります。

超高齢社会に突入し、活動に携わる役員本人の身体的理由のほかにも家族の介護等を理由に活動が行えなくなるといった事例も聞かれます。

こうした現状を踏まえ、様々な手法により役員等の負担軽減を図ることが、地域づくり協議会を支援する上での市の基本的な考え方となります。

### 第3項 地域づくり協議会への市の支援

#### ① 現在行なっている支援と改善の方向

- ・ 見える化シートの活用（資料編 p77 参照）
  - 地区の課題や強みを知るとともに、地区の将来像を語り合うための手法の一つ
  - 取組の優先順位を話し合い、一時休止を判断する等、取組の取捨選択にも活用
- ・ 地域づくり協議会活動支援交付金の交付
  - 地域づくりの活性化を促進
  - 柔軟な対応が可能な財政支援のあり方を検討
- ・ 他団体との交流の場づくり（資料編 p86.87 参照）
  - 「地域デザイン交流会」への参加や、「市民活動フェア」への出展等により、意見交換等他団体との交流の機会を創出
- ・ 全地区設立への支援



#### ② 今後必要となる支援

- ・ 地域貢献活動を希望している民間事業者との協働等を促し、地域づくり協議会の構成団体をつなぐ場を創出し、新たな協働を促進
- ・ 地区内の小中学校、高校、専門学校、大学等との連携により、若い世代が地区の様々な活動に興味を持つきっかけを創出するための支援

## 第5節 市民と事業者の役割

### 第1項 市民と事業者の役割(条例上の位置付け)

所沢市自治基本条例では「市民は、主権者であり、自治を推進する主体」、「市民等は、主体的な意思に基づいて、市政に参加し、まちづくりを推進します。」と市民や市民等(市民や事業者)に求められる役割等が位置付けられています。

また、所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例では、「地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていることを理解し、自治会等への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。」、「事業者は、事務所又は事業所が所在する地域の自治会等の活動への参加及び協力を努めるものとする。」、「事業者は、従業員がその居住する地域の自治会等へ加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。」と市民と事業者の自治会活動への参加等について記載がされています。

特に住宅関連事業者は、「自治会等への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。」、「住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会等に関する情報を提供するよう努めるものとする。」、「住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者と当該住宅が所在する地域の住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとする。」と新たに住民となる方が、自治会・町内会等の地域活動に参加しやすくなるように、条例においてその役割が位置付けられています。

### 第2項 求められる事業者の役割

前述のとおり、自治会・町内会役員等の高齢化、担い手の不足、住民の地域活動への意識の低下など、地域づくりには様々な課題があります。自治会・町内会や市民活動団体は、無償での活動がほとんどで、そこに関わる人達はボランティアとして関わっている方が多い状況にあります。そのような状況の中で、業務として地域活動に関わる民間企業等の事業者は、貴重な存在となります。

福祉事業者等が地域貢献活動を行うことが法律等で定められていたり、集合住宅を開発する際に集会施設の新設が必要となる等、民間事業者は、地域の一員としての積極的な活動を行うことが求められてきています。

特に地域に根差しているスーパーマーケットや商店など生活に欠かせない事業者や、福祉事業者や医療機関、薬局等は、地域課題を住民とともに解決していく上での重要な役割を果たすことが望まれます。

こうした事業者を地域づくり協議会等の地域ネットワークを活用し、地域に巻き込んでいくことで、自治会・町内会や市民活動団体との連携を図り、様々な形で地域をより良くする活動を行なっていくことが望まれます。



## 第6節 市の役割

### 第1項 市の役割(条例上の位置付け)

所沢市自治基本条例では、「市は、市民の負託に応えて、市民自治を推進します。」、「市民等、市は、地域課題を解決するために協働するとともに、そのための仕組みづくりに努めるものとします。」、「地域コミュニティは、地域課題を解決するための重要な役割を担い、それぞれの特性を活かしつつ、市等との協働の推進に努めるものとします。」と主な市の役割が位置付けられています。

市は、市民自治を推進するとともに、市民等(市民、市内在勤者、市内在学者、事業者、地域コミュニティ)と協働で地域づくり(地域課題の解決のための取組)を行う立場であり、地域づくりのための仕組みづくりに努めることが役割とされています。

### 第2項 求められる市の役割

前項に記載のとおり、市は、「市民自治の推進」、「市民等と協働での地域づくり及びそのための仕組みづくり」といった役割を持っています。

第2章第2節から第4節にて記載のとおり、市は、自治会・町内会や市民活動団体、地域づくり協議会等を様々な形で支援しているほか、まちづくりセンターやコミュニティセンター等のコミュニティ活動の拠点の運営管理に努めています。

また、まちづくりセンターでは令和7年4月に公民館事業の管理権限が集約されたことに伴い、教育委員会と連携しながら、公民館事業と他の行政分野とのより一体的な取り組みを推進し、地域づくりに活かしていくことが必要です。

今後は、活動の主力である役員等の高齢化等に伴う業務負担の軽減をいかに行なっていくのか、地区活動に興味・関心の薄い住民をどのように活動に取り込んでいくのかといった課題を、自治会・町内会や市民活動団体とともに考え、DXの視点を持って、取り組んでいくことが市の役割として求められています。



令和 8 年3月改定

## 所沢市市民部地域づくり推進課

〒359-8501 所沢市並木 1-1-1

☎ 04-2998-9083

Fax 04-2998-9491

E-mail [a9083@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9083@city.tokorozawa.lg.jp)